

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を受けて

2023年3月16日
公益社団法人日本監査役協会
監査法規委員会

1. 改正の概要

(1) 公布・施行及び適用時期

金融庁より、2023年（令和5年）1月31日付けで「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示府令」）の改正に係る内閣府令が公布・施行されました。改正後の規定は、2023年（令和5年）3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます（施行日以後に提出される有価証券報告書から早期適用可）ので、3月決算会社の場合には、2023年3月期に係る有価証券報告書において対応が必要となります。

(2) 改正の概要

改正開示府令並びにガイドライン等を踏まえた、有価証券報告書の記載事項の改正内容の概要は下記のとおりです。詳細については金融庁ホームページをご参照ください。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>)

①サステナビリティに関する企業の取組みの開示

ア サステナビリティ全般に関する開示

- a. サステナビリティ情報の「記載欄」の新設（開示府令第二号様式「第二部 第2【事業の状況】」及び同様式 記載上の注意「(30-2)サステナビリティに関する考え方及び取組」等）
- b. 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び他の公表書類の参照（「企業内容等の開示に関する留意事項について」（以下、「開示ガイドライン」））

イ 人的資本、多様性に関する開示（開示府令第二号様式 記載上の注意「(29) 従業員の状況」、「(30-2)サステナビリティに関する考え方及び取組」及び開示ガイドライン）

ウ サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組み（「記述情報の開示に関する原則」）

②コーポレートガバナンスに関する開示（開示府令第二号様式 記載上の注意「(54)コーポレート・ガバナンスの概要」、「(56)監査の状況」及び「(58)株式の保有状況」等）

当協会では、公開草案に対し、上記のうち②に関して次項のとおり照会を行いました。本稿は、その回答を踏まえての監査役等の対応につき、各種公表物を参照しつつお示しをするものです。

2. 当協会からの照会文及びそれに対する金融庁の考え方

【照会箇所に係る改正前後の新旧対照表】

○第二号様式「記載上の注意」(56)「監査の状況」a(b)

改正後	改正前
最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。b及びdにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、 <u>具体的な検討内容</u> 、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。	最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。dにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、 <u>主な検討事項</u> 、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。

【当協会からの照会文（2022年12月7日提出）】

改正案の当該項目においては、監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の活動状況の一項目として、従来「主な検討事項」が示されていたところ、「具体的な検討内容」に変更されているが、この趣旨について照会したい。

本改正は、記載すべき事項につき、改定前に記載を求めていた内容を変更することを意図したものではなく、貴庁にて示されている「記述情報の開示の好事例集」において紹介されているように、個社の活動状況が利用者にとって分かりやすくなるような具体的な記載が望ましいことを明確にすることを意図していると理解してよいか、確認させていただきたい。

【「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（No. 313）】

「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への用語の見直しは、単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではありません。

このほか、「具体的な検討内容」については、DWG資料（第4回事務局説明資料）の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や投資家との建設的な対話の観点から、その記載内容を検討いただくことが考えられます。

3. 監査役等としての対応

(1) 監査役会等の活動状況における「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への改正について

上記金融庁コメントにもあるように、今回の改正はあくまでも制度趣旨を明確にする目的で行われたものであり、記載が求められる事項について実質的な変更が行われたわけではありません。監査役等としては、従前同様に、下記金融庁の好事例集や下記協会公表物を参考に、「何を、どのように監査しているか」について、利用者にとって具体的で分かりやすい記載となるよう心掛けることが望まれます。

【金融庁】

- 「記述情報の開示の好事例集 2021 6.「監査の状況」の開示例」
(https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220325/02_6-1.pdf)

【協会公表物】

- 『「企業内容等の開示に関する内閣府令」における『監査役監査の状況』の記載について」
(<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-420/>)

※改正によって記載が求められるようになった時点でのガイダンス資料

- 2019年3月期有価証券報告書の記載について（監査役会等の活動状況）
(<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-474/>)

※初年度の記載を踏まえての報告書

(2) 上記以外の記載すべき事項の改正（拡充）について

上記以外の改正事項のうち、サステナビリティ情報の記載欄において求められる開示に関する考え方については、「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」もご参照ください。

- (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/07.pdf>)

以上